

## (仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する補足資料

平成 28 年 7 月 29 日審査会での意見に対する補足資料

1. 排水処理水の割合について
2. 計画建物の使用電力等について
3. コージェネレーションシステムの常用と非常用の兼用検討について
4. 市の二酸化窒素にかかる環境目標に対する取り組みについて
5. 地下水汚染について

平成 28 年 8 月 9 日審査会での意見に対する補足資料

6. 市の二酸化窒素にかかる環境目標に対する取り組みについて
7. 排水処理水の処理について

平成 28 年 8 月 29 日

アパマンション株式会社



## 1. 排水処理水の割合について

### 指摘事項の主旨

今回計画している公共用水域へ放流する可能性のある排水処理水量、計画建物から生じる排水量の何%程度にあたるのか。

### 事業者の見解

現時点で最大排水量は1日あたり約1,350 m<sup>3</sup>と想定しています。

そのため、排水処理水の最大量と想定した400 m<sup>3</sup>/日は、このうちの約30%に相当します。

## 2. 計画建物の使用電力等について

### 指摘事項の主旨

導入予定のコージェネレーションシステムの出力は建物が必要とする電力に対してどれくらいになるのか。

### 事業者の見解

現時点では建物の時間あたりの最大使用電力は2,300kWhと想定しています。

本事業の想定発電量は時間あたり380kWhであるため、最大使用電力に対する割合は約17%に相当します。

表 2-1 最大使用電力に対する想定発電量の割合

1時間あたりの最大使用電力	1台あたりの発電能力	導入予定台数	発電効率	想定発電量	想定契約電力	最大使用電力に対する想定発電量の割合
(kWh)	(kWh/台)	(台)	(%)	(kWh)	(kWh)	(%)
①	②	③	④	⑤=②*③*(④/100)	⑥=①-⑤	⑦=①/⑤
2,300	25	16	95	380	1,920	17

## 3. コージェネレーションシステムの常用と非常用の兼用検討について

### 指摘事項の主旨

コージェネレーションシステムを非常用としても使用できないか。

### 事業者の見解

導入するコージェネレーションシステムを非常用としても使用していく場合、コージェネ機器に至るまでの敷地内の配管を「一般社団法人 日本内燃力発電設備協会」のガス専焼発電設備用ガス供給系統評価による認証を取得する必要があります。しかし、東京ガスに確認したところ、認証を取れない可能性の方が高いとの回答を受けました。

また、コージェネ機器自体では、現在、認定されているのは比較的、発電能力の大きい機器（発電効率を考慮した実用的な目線では370kWが最小）であり、本事業で導入予定の機器では、該当しません。

これらのことから、現時点ではコージェネ機器を常用以外に非常用としても兼用することは困難であると判断しています。

## 4. 市の二酸化窒素にかかる環境目標に対する取り組みについて

### 指摘事項の主旨

横浜市では、横浜市環境管理計画において2025年度までの目標として、「二酸化窒素に係る環境基準の下限値（1時間値の1日平均値が0.04ppm）への適合」とされている。これを踏まえ、できるかどうかは別として一事業としての工夫が必要と考える。

### 事業者の見解

ご指摘の0.04ppmへの適合に向け、本事業の工事中に取り組むこととしては、工事の平準化や、建設機械の効率的な稼働に努めていくといった配慮のほか、建設機械のアイドルングストップの徹底を施工業者に指導していくなどの環境保全のための措置が挙げられます。

これらを適切に実施することで低減に努めていきたいと考えています。

## 5. 地下水汚染について

### 指摘事項の主旨

過去の土地所有者が実施したとされている報告書において、汚染物質が地下水まで溶出しているというデータはあるのか。

### 事業者の見解

資料を改めて確認したところ、過去の土地所有者の最新の調査結果報告書では、地下水まで汚染が生じている報告はありませんでした。

## 6. 市の二酸化窒素にかかる環境目標に対する取り組みについて

### 指摘事項の主旨

補足資料の4の回答は了解したが、工事中の二酸化窒素の予測結果が日平均値の年間98%値で0.045ppmであるため、準備書から評価書を作る際には、“予測値が0.045ppmで環境基準に適合しているから良い”とされる表現は正しくないと思う。

### 事業者の見解

ご指摘を踏まえ、評価書では、準備書 p.6.3-37 に記載している「キ 環境保全のための措置」について、以下のとおり加筆修正いたします。

#### ●準備書 p.6.3-37 での記述内容

##### キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.3-31 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、工事中に適切に講ずることで、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量を抑制できるものと考えます。

表 6.3-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・建設発生土の搬出の際は、飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

#### ●評価書での記述予定内容（下線部が加筆・修正点）

##### キ 環境の保全のための措置

予測の結果、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量は環境保全目標を満足していますが、横浜市では、2025年度までの目標として、「二酸化窒素に係る環境基準の下限値（1時間値の1日平均値が0.04ppm）への適合」が掲げられているため、本事業では、その達成に向け、表 6.3-31 に示す環境の保全のための措置を工事中に適切に講ずることで、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の排出量の抑制に努めていきます。

表 6.3-31 環境の保全のための措置（建設機械の稼働に伴う大気環境への影響）

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・建設発生土の搬出の際は、飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

## 7. 排水処理水の処理について

### 指摘事項の主旨

界面活性剤については規制値がない。界面活性剤は有機物なので、BOD、COD が分かればよいのかもしれないが、「発泡」という観点で、放流口付近で発泡する可能性があるので、注意が必要である。

### 事業者の見解

前回審査会時に、界面活性剤を除去できるような排水処理施設の導入を考えていると回答しましたが、改めて確認したところ、現在検討している精密ろ過による膜処理システムでは、原則、界面活性剤自体は除去できないことが分かりましたので、回答を訂正させていただきます。

精密ろ過による膜処理システムは、フィルター等を介することで、石鹸カスや髪の毛など概ね $1\mu\text{m}$ 以上の微粒子を除去することができる機能を有しています。

処理システム業者に確認したところ、諸条件が異なるため一概には言えないが、過去、放流先において発泡を視認したことはないとの報告を受けています。本計画では、放流許可を得た後の放流開始後の管理体制として、放流口付近の目視点検を実施いたします。

また、放流の許可を得るためには、2回/月の頻度で水質測定において、BOD、COD など、市で定める数値をクリアすることが必要になりますので、排水処理水の管理は十分注意していきます。